

議案第51号 小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

低所得者の保険料軽減を強化するものであり、第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階まで拡大する改正を行うもの。

小松島市介護保険条例(平成12年小松島市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,860円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,550円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,550円</u>」とあるのは、「<u>44,250円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,550円</u>」とあるのは、「<u>51,330円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>